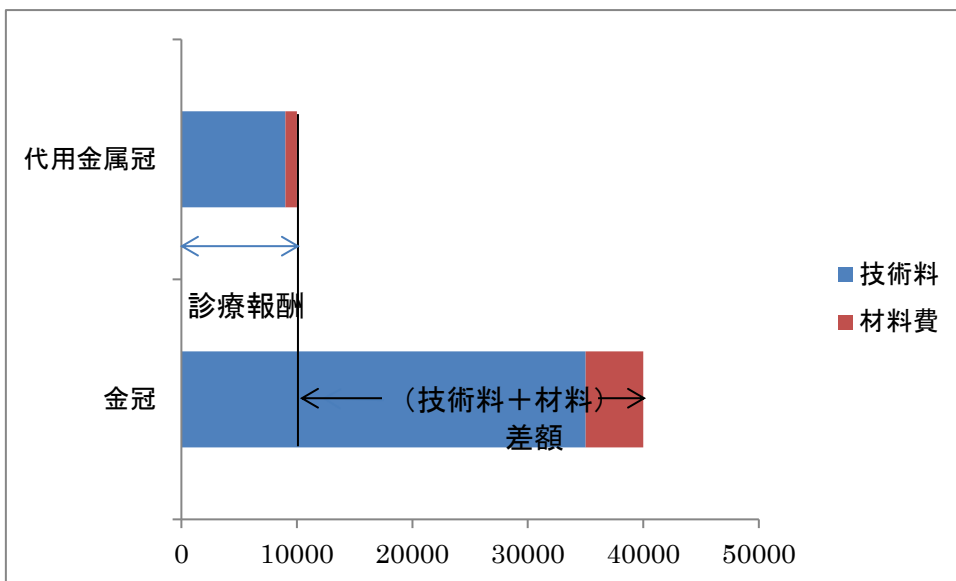


これが、中医協の考える差額徴収

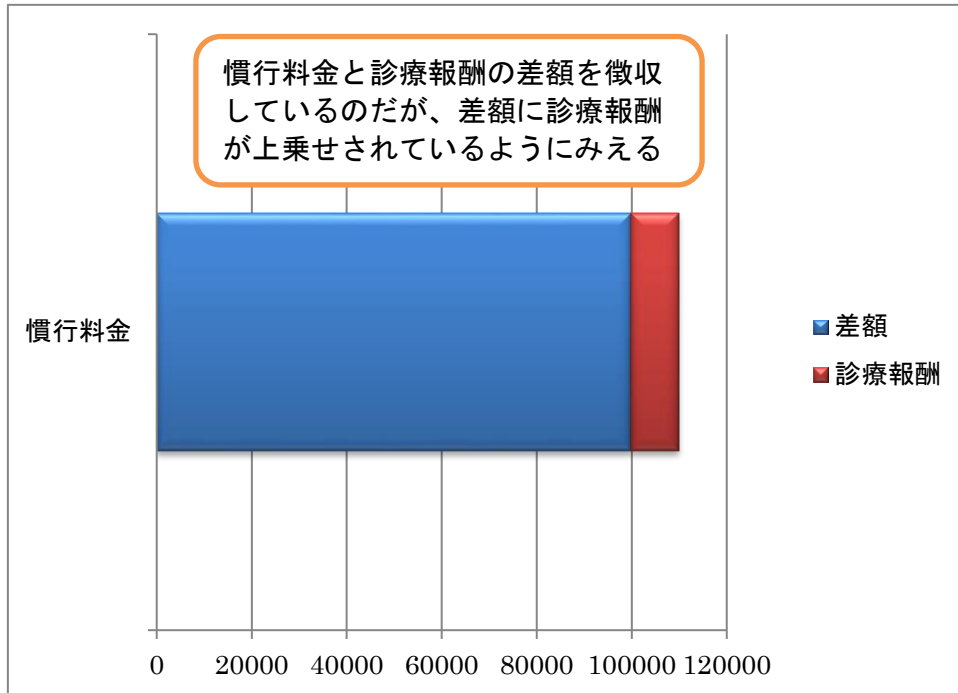


これが、通知に基づく差額徴収

最初から祖語があった。

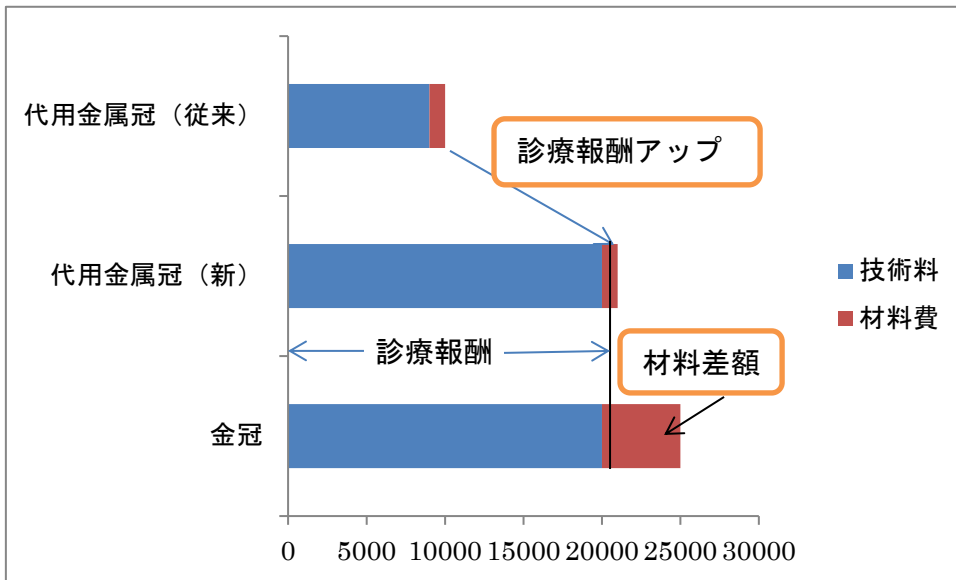
「差額」を通知で公定化することはできないので、法的拘束力をもって慣行料金を規制することはできな

い。独禁法に従えば、規制することが法律違反になる。歯科医師が不足している状況で、価格が需給に従えば、高騰していくのも必然。果たして、「差額」は暴騰していく。



上記のような構図になって、「差額」徴収という制度自体が崩壊。

再構築するのに、下図のような選択肢もあったはずだが、歯科医師会会長は、最初から「脱保険」。支払い側も歯科の診療報酬だけを大きく上げる財源はなかった。つまり、医療担当者側にも、支払い側にも保険の枠を広げる気がなかった。



結局、従来は保険で賄われていた部分も患者の負担にすることで決着。つまり、保険の適用範囲が狭まることになった。新規導入どころか、既存のものまで、保険から外してきたのが、歯科の歴史。

